

●香川県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年5月31日から同年6月20日まで一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路線名 富田西鴨庄線（140号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町神前字山崎 1524番3地先から さぬき市寒川町神前字中村 3573番2地先まで	11.1~25.6	275	令和元年6月21日付け香川県告示第38号の一部 令和元年9月13日付け香川県告示第108号の一部

- 4 供用開始の期日 令和6年5月31日